

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和7年度頭地地区周辺盛土解析等検討業務
業 務 概 要	<p>(調査・計画業務) 計画準備 1式、平場候補地の盛土検討 1式、小八重橋近傍の平場検討 1式、利活用方策等の検討 1式 意見交換会等の運営補助 1式、周辺施設整備イメージパース作成 1式、申請書等作成補助 1式 報告書作成 1式</p> <p>(設計業務) 高野・坊主山の盛土実施設計 1式、高野・坊主山の斜面対策工設計 1式、一般構造物設計(擁壁・補強土) 1式</p> <p>(測量業務) 基準点測量 1式、現地測量 1式、路線測量 1式</p> <p>(地質調査業務) 機械ボーリング 1式、サウンディング及び原位置試験 1式、室内土質試験 1式、解析等調査 1式</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 栗原 太郎 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
契 約 年 月 日	令和 7年 7月 11日
契 約 業 者 名	(株) 建設技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区大名2-4-12
契 約 金 額	69,707,000円(税込み)
予 定 価 格	69,861,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙理由書のとおり
業 務 場 所	熊本県球磨郡五木村
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 7年 7月 12日
履 行 期 間 (至)	令和 8年 3月 31日
備 考	入札情報サービス(PPI) (https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 業務件名 令和7年度頭地地区周辺盛土解析等検討業務
2. 履行場所 球磨郡五木村
3. 契約の相手方 住 所：福岡市中央区大名2-4-12
名 称：株式会社建設技術研究所 九州支社
電 話：092-714-2211

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、ランドデザイン協議会の提案書に基づき頭地地区周辺における洪水調節地等の利活用方策等の検討を行うとともに、平場造成にかかる測量・地質調査を実施し、平場候補地の盛土形状検討、安定解析及び詳細設計を行う業務である。

2) 業務の内容

【調査・計画業務】

- ・計画準備 1式
- ・平場候補地の盛土検討 1式
- ・小八重橋近傍の平場検討 1式
- ・利活用方策等の検討 1式
- ・意見交換会等の運営補助 1式
- ・周辺施設整備イメージパース作成 1式
- ・申請書等作成補助 1式
- ・報告書作成 1式

【設計業務】

- ・高野・坊主山の盛土実施設計 1式
- ・高野・坊主山の斜面对策工設計 1式
- ・一般構造物設計（擁壁・補強土） 1式

【測量業務】

- ・基準点測量 1式
- ・現地測量 1式
- ・路線測量 1式

【地質調査業務】

- ・機械ボーリング 1式
- ・サウンディング及び原位置試験 1式
- ・室内土質試験 1式
- ・解析等調査 1式

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を29者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書

及び技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び「頭地地区周辺の環境整備や利活用方策等の検討における着目点について」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針、実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、「照査における具体の手法・工夫等」における業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が記載されていること、「その他」有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、及び評価テーマの「頭地地区周辺の環境整備や利活用方策等の検討における着目点について」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、説得力があり、提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

川辺川ダム砂防事務所 工務課長